

第9回産業動物・家畜共済委員会の会議概要 (産業動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成21年9月28日(月) 14:00～17:00

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】

委員長	穴見盛雄	日本獣医師会理事
副委員長	横尾 彰	日本獣医師会理事
	麻生 哲	大分県獣医師会会長
	一澤 正	茨城県獣医師会理事 (茨城県農業共済組合連合会事業部審査役)
	上山 功	兵庫県獣医師会 (兵庫県農業共済組合連合会参事)
	日下雅人	徳島県獣医師会理事 (徳島県農業共済組合連合会家畜診療所所長)
	近藤信雄	岐阜県獣医師会会長
	酒井淳一	山形県農業共済組合連合会参事
	佐々木春男	福島県獣医師会 (佐々木家畜医院院長)
	菅澤勝則	千葉県農業共済組合連合会家畜部長
	出口喜雄	福井県獣医師会 (福井県農業共済組合家畜診療所総括所長)
	濱名張彦	北海道獣医師会理事 (北海道農業共済組合連合会参事)
	西崎完治	岡山県獣医師会理事 (岡山県農業共済組合連合会家畜部長)
	三野營治郎	三重県獣医師会会長

【オブザーバー】

	吉田和弘	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
	三上稚夫	農林水産省経営局保険監理官補佐

【本会】 大森伸男 専務理事

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等 (説明)
- 2 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等 (報告)
- 3 今期委員会の検討内容 (協議)

産業動物医療提供体制の整備に向けて

—①新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応、②食の安全確保におけ

る産業動物診療獣医師の果たす役割、③家畜共済事業の整備・充実（産業動物診療獣医師の処遇確保を含む。）などー

V 会議概要

穴見委員長（産業動物臨床部会長）から、出席した農林水産省担当官の紹介がなされた後、「委員会において 2 年間、検討テーマである産業動物に関する様々な問題、獣医師の対応等について、委員から種々意見をいただき、より良い方向へ導けるよう協力をお願いしたい。」旨挨拶がなされた後、事務局から委員が紹介された。

1 職域別部会の運営等（説明）

事務局から、資料に基づき本委員会の組織上の位置づけ、委員構成、職域別部会運営規程等の説明が行われた。

2 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等（報告）

(1) 事務局から、資料に基づき前期の産業動物・家畜共済委員会及び食の安全を担う産業動物臨床検討委員会の報告書等を踏まえ、平成 21 年 8 月 31 日付で農林水産省消費・安全局長及び経営局長あて「獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実」について要請活動を実施した旨が説明された。

(2) 続いて、前期報告書及び要請活動について次のとおり意見交換が行われた。

ア 報告書は、数年前から同じ課題で、要請内容も変わらず、雇い上げ獣医師手当の改善等は、何度、要請しても結果が得られていない。今後は、実現可能なものと、そうでないものを明確にして対応する必要がある。要請してから時間を要するものもあるが、政権交代を機に、与党を含め新たな獣医師問題議員連盟に働きかける等積極的に進めてほしい。

イ この 4 年間、委員会全員が一致して、「獣医師の確保対策が緊急の課題」との認識の下、検討を進めてきた。この要請が改善に向けての 1 ステップであり、雇い上げ獣医師手当の改善、農業共済制度の課題は、一方的な獣医師サイドからの要請のみでもって簡単に解決しうるものではない。本資料に添付された獣医事審議会計画部会ワーキンググループの取りまとめ資料には、これまで本委員会で検討し、報告書に記した事項、要請内容の基礎とされているような内容であり、この 4 年の検討は決して無駄なものではなかった。委員会の活動内容については、日本獣医師会雑誌に記載され、日獣ホームページにも掲載されている。地方獣医師会会長からの地元会員への一層の周知を望む。

ウ 獣医師雇い上げ手当は、1 日 12,850 円であるのに対し、中央畜産会の農畜産振興事業団の指定助成事業の中での畜産コンサルタントの 1 日の雇い上げ手当は、22,000 円である。産業動物獣医師の減少の理由としては、賃金の問題が大きいと思われる。これを改善しないかぎり、他の課題も解決しない。女性獣医師の増加も踏まえるとともに、新政権下での要請の手法について委員会で対応する必要がある。

- エ 前期の個別委員会である食の安全を担う産業動物臨床検討委員会の報告では、生産段階における HACCP システムは運営の取組みは緒に就いた段階であり、一部先進的な農家では導入されつつあるが、一般的に定着しておらず、今後、細かな検討を進めていく必要があるとした。先日、農林水産省から HACCP 制度に基づく認証制度が示された。ワーキンググループの取りまとめの中に農場管理獣医師という文言も入っており、今後、農林水産省と連携を取りながら本委員会で検討していくと良いと考える。
- オ 各地区における地方自治体の公務員獣医師の待遇改善については、13 の自治体において進展があったことを報告する。

3 今期委員会の検討内容（協議）

産業動物医療提供体制の整備に向けて

—①新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応、②食の安全確保における産業動物診療獣医師の果たす役割、③家畜共済事業の整備・充実（産業動物診療獣医師の処遇確保を含む。）など—

- (1) 事務局から、資料に基づき今期委員会の検討内容が示された後、①に関連して、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課吉田和弘課長補佐から、獣医療基本計画制定に向けての獣医事審議会計画部会産業動物分野ワーキンググループの検討内容について資料に基づいて説明がなされた。なお、獣医療基本計画制定の今後のスケジュールについては、各ワーキンググループからの要請事項も踏まえ、10月9日の計画部会で骨子が審議され、最終の取りまとめを行った後、来年3月末までに農林水産大臣名で公表する予定であるとされた。

続いて、同省経営局三上保険監理官補佐から、家畜診療点数の改定について補足説明された。

- (2) 続いて、次のとおり意見交換が行われた。

ア 産業動物獣医師の育成・確保対策の強化について

- (ア) 産業動物診療獣医師を確保するには、処遇も含め、新規に就業した獣医師のための環境の構築に努めるべきである。農業共済では農業災害補償法に則った業務に従事している。法令遵守の励行により関係書類の処理が増え、休みも少なく、重労働という環境である。獣医師会の事業として、野生動物、学校飼育動物等、幅広い事業をボランティアで取り組みながら、社会的認識を高めることにより、処遇に結びつく希望をもって実務に従事してきた。30年前から地区連合獣医師会の大会で産業動物獣医師の待遇改善を要望してきているが、何も変わっていない。最近、農業共済組合指定獣医師等の不正問題で全国一斉の現地調査が行われ、これまで農家と築き上げてきた信頼関係が維持できなくなっている。このような問題も合わせて考慮すべきである。

- (イ) 修学資金については、畜産協会を介して、学生と面談するが、内容が説明しにくい。分かりやすくパンフレット、チラシ、HP等広報のためのツールを改善しない

と、興味を持たないし、制度自体が周知されない。

- (ウ) 修学資金は、昭和 53 年の開始当時は需要が多かったが、この 10 数年は少なく 1 桁台で推移し、昨年から PR の強化と不景気も加わって 2 桁台に増えてきた。獣医学系の学生は、ほとんどが 5 年生になると進路を決定しているので、早い段階での広報も必要である。
- (エ) 学生への修学資金でなく、産業動物を希望する獣医師に対する、1 年間の研修費用の補助等が効果的と思われる。
- (オ) 現場では男女を問わず、まだ真っ白な状態の学生を欲しており、彼らを迎え入れることで職場の活性化につながると考えられる。また、修学金の給付については、3 月に申請したのに、支給は 8 月といった状況もあり、速やかに支給できるよう改善すべきである。
- (カ) 現状では県庁で公衆衛生部署に異動すると返納が求められる等を改善し、野生動物等の分野も含めた、使いやすい内容の事業に改める必要があるが、就職先の確保も重要である。

イ 産業動物獣医師の処遇改善

- (ア) 前期の報告にある「民間団体獣医師の処遇改善」において、質の向上、研修会等は必要だが、まず賃金を増やす必要がある。点数表の改定については、新たな公的支援の必要性を盛り込むべきである。現状では事業費の総額は決まっているため、農家負担を増やすか、獣医師の業務を減らさないと点数の増加は望めず、事業として成り立たない仕組みになっている。都道府県での獣医療計画の策定は軽視されており、計画をしっかりと策定している自治体は少ない。都道府県における農畜産業を支える獣医師に対する経済支援等、新たな公的支援の必要性を提言するべきである。
- (イ) 公務員獣医師において 13 の自治体で待遇改善が図られたと聞かすが、公務員獣医師には産業動物にかかわっている獣医師とそうでない獣医師がおり、公務員獣医師と産業動物獣医師の給与体系が異なる。
- (ウ) 九州各県でも公務員獣医師の調整給を上げたが、その分退職金は減っている。産業動物診療獣医師も共済獣医師も収入は上がっていない。共済点数表は、獣医師雇上げ手当が基礎となっている。診療点数を上げるためには、雇上げ手当を上げる必要がある。国庫補助を増加させるとともに、生産者の負担も上げるような方向に踏み込まざるを得ない。
- (エ) 学生の誘導、職場教育の以前に、一番重要なのは処遇改善である。財源は、診療点数表を上げる以外に、地域の振興等で行政にも負担を求める必要がある。まず、財源を検討すべきである。現場の獣医師は、点数を多く負荷すれば小規模な農家は負担となると考え、往診距離すら節約する傾向にある。獣医師が自身の技術を安く売っていながら、待遇改善を望むという点にも矛盾がある。
- (オ) 小動物と異なり、産業動物は、個体ごとに共済の評価額で価値が決まっている。まず、家畜の所有者である農家の考えを考慮しなければならない。
- (カ) 処遇改善は、単に農家負担を増やしたり、地域で対応するという問題でないこと

を十分留意すべきである。

ウ 将来的に産業動物分野へ獣医師を安定的に確保するための取組について

- (ア) 本県の家畜共済事業は赤字のため、家畜の過疎地帯から獣医師を引き上げ、収入の得られる地域に人員を配置したり、本来の農業災害補償法に基づく業務以外の人工授精、除角、去勢を実施しているという。一般の開業獣医師は、防疫事業への参加や共済事業での若干の診療の他、人工授精、除角、去勢で生計を立てている。このような状況において、家畜共済事業が赤字になれば開業獣医師への影響は大きい。
- (イ) 3年前に2人の若い獣医師が産業動物診療に参入したが、継続できず途中で小動物臨床へ転向した。優秀な共済の獣医師も悩んだ末に別の職種についた。現場はこのような状況であり、また、酪農家が年間1,000人廃業するという現状もある。ヨーロッパが30年かけて食料自給率を40%から70%まで上げたように、我が国も食料自給率を国策とし60%にすべきである。農業政策は一朝一夕では変えられるものではないが、我々獣医師には食の安全を考え、良質なタンパク質を供給するという責務に努める必要がある。
- (ウ) 前期委員会では、産業動物獣医師に対する資格認定（専門医）について、管理獣医師、栄養管理、疾病管理等の分野等について必要性があるとしている。また、臨床研修については、地域での拠点となるセンターの整備の必要性を述べ、岩手大学農学部附属動物医学食品安全教育研究センター（FAMS）での取組を紹介した。

エ 他分野専門職との連携・協力の強化の推進

現場の産業動物獣医師と、家畜衛生、公衆衛生等、獣医師全体が連携したしくみが必要である旨、基本方針に明記すべきである。

オ 都道府県計画の早期策定と施設整備の推進・支援

都道府県計画については、第1次の基本方針が公示された際には全県で策定されたが、第2次計画で見直しをした自治体は約半数であり、見直しはしても表に出せる内容でないという自治体もある。次期の指針の公示の際には、すべての都道府県において計画を策定するよう働きかけるべきである。

カ 大学における産業動物臨床技術取得のための教育の充実

- (ア) 獣医学系大学では産業動物の臨床講座がなくなっている現状については、文部科学省で設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」においても検討されているが、食の安全・安心、食料自給率の向上等を踏まえた、カリキュラム見直し等の対応が望まれる。
- (イ) 獣医学教育の改善は大学の再編整備しかない。神奈川、東京にある私立大学には産業動物講座は無きに等しい。唯一私立で充実しているのは、酪農学園大学のみである。宮崎大学は来年医学部と提携するというが、各大学において様々な方向を模索すべきである。

キ その他

- (ア) 自治体によっては、市町村に公務員獣医師がいるため、「農業共済団体等」として検討対象に含めると良い。
- (イ) 昨年度は、食の安全確保の個別部会を設置したが、今期は、鶏、豚について、畜種別の個別委員会で検討すべきである。生産現場からはじまり処理、流通、そして食卓にのぼるまで獣医師がかかわっていることを国民に理解させるための広報が重要である。
- (ウ) 鶏、豚の取組は全体として、生産者、消費者の広報等議論する必要があるが、個別委員会となると技術論が中心となり、豚は養豚開業獣医師協会の関係者の協力を得ることは可能だが、鶏の専門家は少なく、個別委員会まで設けるのは難しいのではないか。
- (エ) 本日の意見については、獣医師会から、ワーキンググループの委員を通じて意見具申するとともに、今後パブリックコメントで示される基本方針の内容によっては、意見提出を行うべきである。なお、これは獣医療法に基づく基本方針であり、農業災害補償法等に関連する事項については取り上げられない可能性があり、その場合は、獣医師会が別途方針を打ち出すべきである。さらに基本方針の制定後、これを都道府県計画に反映させ、円滑に施行・実現するために、今後も具体的内容について継続して検討する必要がある。

VI まとめ

穴見委員長から、以下のとおり確認された。

- (1) 新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応については、各委員は、10月8日までに事務局へ意見を提出し、横尾副委員長及び菅澤・濱名両委員を通じて、ワーキンググループへ意見具申を行う。また、その他の検討課題については、各委員が11月中旬までに事務局に意見を提出する。
- (2) 次回委員会は、12月に開催することとし、できれば年度内にもう1度開催したい。

VII 閉会挨拶

閉会に当たり、横尾副委員長から、本日の熱心な議論に対するお礼申し上げるとともに、今後、今期検討テーマに対する検討を依頼したい旨挨拶がなされた。